

国家戦略特別区域法第 13 条第 1 項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の特定認定等に係る審査基準

認定申請（変更の認定申請を含む）を行う施設が次の基準に適合していること

1 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）、国家戦略特別区域法施行令（平成 26 年政令第 99 号）、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成 26 年厚生労働省令第 33 号）、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例（平成 28 年大阪市条例第 3 号）、大阪市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する規則（平成 28 年大阪市規則第 149 号）及び大阪市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する要綱に適合していること

2 認定申請書には次の書類が添付されていること。また、変更の認定申請については、変更内容が分かるよう当該変更後の書類を変更認定申請書に添付すること。

- (1) 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- (2) 申請者が個人である場合には、住民票の写し
- (3) 賃貸借契約及びこれに付随する契約に係る約款※
- (4) 施設の構造設備を明らかにする図面（施設の各階ごとの平面図とし、事業の用に供する居室及びそれ以外の居室の別並びに事業の用に供する各居室の間取り、床面積、便所、浴室、台所、洗面設備等の位置を明らかにしたもの）
- (5) 施設の周辺地域の住民に対する説明の方法及びその記録（条例第 3 条に規定する説明会、開催案内及び書面の配布等の実施状況が分かる資料を含む）
- (6) 施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せに適切に対応するための体制及びその周知方法（施設の構造設備及び滞在に必要な役務の提供等の概要を含む）
- (7) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）その他の消防に係る関係法令に適合していることを証する書面の写し
- (8) 使用する水が水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 1 項に規定する水道及び大阪府特設水道条例（昭和 33 年大阪府条例第 30 号）第 2 条第 1 項に規定する特設水道により供給される水以外の水である場合にあっては、当該水に係る同法第 4 条の規定による水質基準に関する水質検査成績書の写し
- (9) 特定認定を受けようとする者が施設の賃借人又は転借人である場合にあっては、当該施設に係る法第 13 条第 1 項の賃貸借契約以外の全ての賃貸借契約に係る契約書の写し並びに当該施設の所有者及び当該契約書に係る全ての賃貸人が当該施設を国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供することについて承諾していることを証する書面の写し
- (10) 施設が建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）第 2 条第 1 項に規定する区分所有権の目的である建物の部分の場合であって、当該施設に係る区分所有法第 30 条第 1 項の規約が定められているときは、当該施設を国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供することが当該規約に違反していないことを証する書面
- (11) 付近見取図
- (12) 居室内に備え付ける施設の使用法に関する案内書※
- (13) その他市長が必要と認める書類

※については、日本語及び役務の提供において使用する外国語によるものを添付すること

3 当該施設の実地検査の結果、申請内容と相違がないこと